

白井市課題支援型地域ケア会議（定例・随時） 実施方針

平成 30 年 9 月～

1 目的（発揮すべき機能）

- ・市内高齢者が QOL の高い生活を実現できるように、当該高齢者のケアマネジメント・相談支援担当者である介護支援専門員や地域包括支援センター専門職が生活因子や支援状況を報告、専門多職種が助言を行って、課題解決に向けた支援の機会とします。
- ・介護支援専門員や地域包括支援センター専門職が、高齢者の自立支援に向けてよりよいケアマネジメント・相談支援が出来るよう、資質向上の機会とします。
- ・会議を通じて、個別課題のみならず、地域の課題や、白井市に必要な資源の把握に努めます。

2 事例提出者

市内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員・市内地域包括支援センター専門職

※ 市内高齢者を担当する市外所属の介護支援専門員から希望があった場合も対象とします。

3 提出する事例の基準

白井市内在住の高齢者のうち、次の(1)または(2)に該当する者

- (1) 介護支援専門員や地域包括支援センター専門職が、課題解決に向けて困難を感じている、またはよりよい支援を検討したい。
- (2) 居宅サービス計画に位置づける訪問介護（生活援助中心型）が、厚生労働大臣が定める回数（※）以上である旨、保険者に届出があった（以下「生活援助中心型訪問介護の届出」）。

※ 厚生労働大臣が定める回数については以下のとおり（1 か月あたり）

要介護 1・・・27 回 要介護 2・・・34 回 要介護 3・・・43 回 要介護 4・・・38 回 要介護 5・・・31 回

(2)については、保険者への届出後、速やかに課題支援型地域ケア会議において検討を行なうこととします。定例会議での検討が困難な場合は、随時会議の開催を調整します。また、(2)の検討においては、保険者（白井市高齢者福祉課介護保険班）も出席し、生活援助の必要性に関する検討、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から必要な助言を行なうとともに、市に必要な資源検討の機会とします。

4 助言者（構成員）

- (1) 毎回助言依頼者

職 種
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などリハ職
薬剤師
管理栄養士
歯科衛生士
保健師
社会福祉士
主任介護支援専門員

(2) 臨時助言依頼者

事例の性質上、(1)の助言依頼者以外の専門的な助言指導が必要と判断される場合は、以下の専門職に助言を依頼します。

職 種
医師・弁護士・司法書士など毎回助言専門職以外の専門職
庁内の相談支援専門職・市内相談支援事業所相談員等

※ (2)の助言を希望する場合は、会議実施日の1か月前までに連絡をお願いします。また、職種によっては、出席が得られない場合もありますので、ご了承ください。

5 1回あたりの時間配分等（1回2時間 2事例検討）

配分	内 容	内 訳
10分	趣旨・進行方法説明	—
50分	事例1	10分間：事例提出者説明 35分間：質疑・意見交換
50分	事例2	5分間：まとめ・ メッセージ記入
10分	調整・まとめ・ 次回アナウンス	—

6 事例提出者事例様式

高齢者の状況	依頼様式		その他提出依頼様式 (写し)
	全員提出	できれば提出	
未認定者	様式A：白井市課題 支援型地域ケア会議 アセスメントシート	様式B：同意書	*利用者基本情報
事業対象者・ 要支援認定者			*利用者基本情報 *介護予防サービス・支援計画表
要介護認定者			*居宅サービス計画書（第1表・ 第2表）※ *週間サービス計画表（第3表）

※ 生活援助中心型訪問介護の届出に関しては、居宅サービス計画書に訪問介護（生活援助中心型）の利用が必要である理由が記載している場合は、別途理由書の提出は不要です。記載のない場合は、必要性を明らかにする資料を別途添付するか、様式Aに理由を記載してください（「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）」より）。

7 会議運営（随時会議）

定例会議以外で、随時、市内介護支援専門員や地域包括支援センター専門職から助言の依頼があった場合、または生活援助中心型訪問介護の届出があり、定例会議での検討が困難な場合は、随時日程と助言者を調整して、課題支援型地域ケア会議（随時）を開催します。助言者や提出資料、時間等は事例に応じて適宜変更します。

8 個人情報に関する配慮

- (1) 地域ケア会議に諮ることについては、本人や家族から同意を得ることを原則とします（様式B使用）。ただし、事例内容が、法令に基づいて同意が不要な場合・人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、かつ本人の同意を得ることが困難な場合は同意不要とします。なお、同意を得ていない場合、本人が匿名での提出を希望する場合は、個人が特定できる情報（氏名・住所・生年月日・その他個人の特定につながる情報）は抹消します。
- (2) 事例に関わる資料は、原則、当日配布し、会議後に回収、事務局用を一部残してシュレッダー処理を行います。
- (3) 地域ケア会議に関わる者（事務局・事例提出者・助言者・オブザーバー）に対しては、介護保険上守秘義務が課されており、違反の場合は罰則が適用されることを毎回伝達します。